

就職・転職・退職したとき… 保険が変わったら必ず届出を

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなり国保に加入する時は、原則 14 日以内に届出が必要です。前の保険の喪失日がわかる証明書（健康保険資格喪失証明書・退職証明書・離職票等）と本人確認書類をお持ちになり、速やかに手続きをお願いします。また、社会保険に加入して、国保を脱退する時も届出が必要です。届出がないと、保険に二重加入となり、保険税を二重負担することになります。社会保険に加入した場合には、新しい社会保険の保険証と国保の保険証をお持ちになり、手続きをお願いします。

手続き・問 町民健康課 ☎ 65-0812

重度心身障害者の方へ 自動車等の燃料費を助成します

町では、障害のある方の通院・通学・通勤等に利用する自家用車に使用した燃料費を助成しています。令和 5 年度分の受付を開始します。

対象者

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級
- ・療育手帳④、A、B
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級

※ただし、施設入所中の方及び 6 か月以上の入院の方は対象外

助成額 1 か月あたり 1,500 円分の助成券を年間 12 枚まで交付します。
(町内の給油所でのみ利用できます)

必要物 申請書(福祉課にあります)、印鑑、運転者の免許証の写し、障害者手帳の写し、障害のある方の通院等に利用する本人(または同一住所の方)の車(またはバイク)の車検証の写し

問 福祉課 ☎ 65-0813



令和 5 年 4 月 1 日より 国民年金学生納付特例制度の 申請受付を開始します

国民年金の「学生納付特例制度」とは、学生本人の所得が一定額以下のとき、申請により納付が猶予される制度です。

対象者

学校教育法に規定する学校の学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】
128 万円 + (扶養親族等の数 × 38 万円)

申請に必要なもの

① 学生証(コピーの場合は両面)または在学証明書 ② 年金手帳または基礎年金番号通知書

申請先

役場町民健康課または川越年金事務所

承認期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

※令和 4 年度に学生納付特例の承認を受けた方で、令和 5 年度も引き続き同一の学校に在学予定の方には、ハガキ形式の申請書が送付されますので、返送するだけで申請が済みます(この場合、証明書等の添付は不要です)。

※学生納付特例の期間は年金額に反映されません。後から納付(追納)することで、将来受取る年金を増額できます。

問 町民健康課 ☎ 65-0812

問 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657

自動車税事務所の 4 支所で 現金収納が終了します

自動車税事務所の 4 支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口における現金収納は令和 5 年 3 月末で終了します。4 月からは、スマホ決済アプリ、コンビニでの納税にご協力ください。

問 埼玉県 税務課
☎ 048-830-7606 ☎ 048-830-2658

マイナンバーカード用電子証明書に 関する業務を一時停止します

システムの更改造業実施に伴い、下記の期間、窓口におけるマイナンバーカード用電子証明書に関する全ての業務を停止します。ご利用の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

停止期間

4 月 29 日(土)～5 月 7 日(日)(終日)

影響

下記の手続きができなくなります。

- ・マイナンバーカード用電子証明書の発行、失効及び更新
- ・引っ越しや結婚等で住所や氏名が変わる場合のマイナンバーカード手続き
- ・マイナンバーカード等の暗証番号初期化

※停止期間中でもマイナンバーカードの交付は可能ですが、電子証明書の発行を伴う手続きができない場合があります。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

埼玉県食品表示調査員を募集

食品販売店で食品表示を確認し、定期的に県に報告(年間 20 店舗程度)していただく方を募集します。

※謝金 5,000 円(年間上限額。交通費等の支給なし)

対象 県内在住で 18 歳以上の方

任期 令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月

定員 100 人(選考)

申込み 3 月 18 日(土)から 4 月 14 日(金)まで(必着)に、郵便、FAX または県 HP から電子申請で申込み

問 埼玉県 農産物安全課 ☎ 048-830-4110



子育て応援きっぷを 使ってみませんか

町では、保護者の子育てをサポートするため、「子育て応援きっぷ」を該当する家庭に発券しています。医者にかかりたい時、少しの間リフレッシュしたい時など、お子さんをお預かりする、ときがわ町だけのサービスです。3 月下旬、利用対象者宛に切符を発送します。切符が届かない等ございましたらお問い合わせください。また、お子さんが町外幼稚園などに通園している家庭に切符が届いた場合は、役場福祉課に返却をお願いします。

対象 ときがわ町に在住し、生後 4 か月から就学前までのお子さんを在宅で子育てされている方(保育園・幼稚園等に通っていないお子さんが対象)

問 福祉課 ☎ 65-0813



出産・子育て応援給付金のご案内

令和 4 年 4 月以降に妊娠・出産した方を対象に、出産・子育て応援給付金を支給します。対象の方には 4 月中にご案内を送付しますので、手続きをお願いします。

※すでに他市町村で支給を受けた方は対象外です。

支給額

【出産応援給付金】 妊婦 1 人につき 5 万円

【子育て応援給付金】 対象児童 1 人につき 5 万円

【計】 10 万円(対象児童 1 人の場合)

※令和 5 年 4 月 1 日以降に妊娠届を提出する方は、妊娠届提出時の面接等で手続きをご案内します。

問 福祉課 ☎ 65-0813
保健センター ☎ 65-1010